

9年間の裁判の軌跡!!—生業訴訟ミニ総括—

生業訴訟原告団県中支部世話人 翁沢正道さん

生業訴訟(第1陣)は原発事故での国と東電の法的責任を求めて2013年3月13日、原告数800人で福島地裁に提訴しました。その後、3次にわたる追加提訴を経て最終的には3864人の大規模集団訴訟となりました。事故による広範な被害の実態を明らかにするため県内59自治体と隣接県に原告がいま

が建屋の水密化などの対策を講じていけば事故は防げた可能性が高いとして、両者の責任を認め、中間指針を超える賠償額、賠償対象地域の拡大を得、勝訴しました。

国と東電は判決を不服として控訴。公判は9回実施され、高裁としては異例ともいえる現地検証も実施されました。判決は2020年9月30日に言い渡され、上田哲裁判

ら異を唱えたのが三浦守裁判官でした。判決文の半分を割き、長期評価の信頼性など下級審でのすべての論点について、原告からの提起を正面から受けとめた内容で、見事な論旨から「第2判決」ともいえるべきものです。

提訴から9年間に及ぶ第1陣の法廷での闘いは終わりました。残念な結果となりましたが、生業訴訟は今第2陣が福島地裁での闘いを展開中です。三浦「第2判決」が第2陣の最高裁での確定判決になるよう、今後とも皆さんのご協力を得ながら闘い続けていきたいと思っています。

た。そして、何よりも判決に強く影響したと思われるのが、原発訴訟では初めてとなる裁判官による2回の現地検証でした。判決は2017年10月10日に言い渡されました。判決文では金澤秀樹裁判長が国の機関が2002年7月に公表した地震の将来予測「長期評価」の論述に34ページを割き、その信頼性を高く評価。国が速やかに東電に長期評価に基づく津波高の試算を命じ、その結果に基づき東電

地裁判決では東電の半分とされた国の責任を、東電と同等と踏み込んだ判断を示しました。

裁判は最高裁まで連れ、東電の賠償責任は最高裁が東電の上告を受け理せず2022年3月2日に確定。国の責任について6月17日に判決が言い渡されました。出た結論は・・・「え、国に責任はない。うそ!」3対1の多数意見でした。凡そありえない判決です。地裁、高裁と積み上げてきた判決を全く無視しており、まるで原発推進勢力が所内を跋扈している中で書かれたような内容の判決です。これに真っ向か



4/25 最高裁正門前に生業訴訟団の各支部(福島、県中、県南、相双、会津、関西、沖縄)、愛知・岐阜、九州玄海の訴訟団の約300人が参加

第32回 福島県高齢者大会 in 二本松

9月3日(土)10時~12時 (主会場よりZoom配信)

主会場：二本松福祉センター サテライト会場：郡山医療生協

主会場への参加を歓迎します。参加費500円

講演「ウクライナ戦争で我が国の医療社会保障はどうなる」

講師 本田 宏さん

1954年二本松市生まれ、安積高校、弘前大学医学部卒、外科医。NPO法人医療制度研究会副理事長。元埼玉県済生会栗橋病院副院長。医療現場の経験から長年、医療不足や医療費抑制の問題を訴えてきた。著書に「Dr.本田の社会保障切り捨て日本への処方箋」(2018年自治体研究社刊)など。

第38回 平和のための郡山の戦争展

8月14日(日)~16日(火)9時~18時

郡山市公会堂

特別企画 座談会「戦争体験を語る」

・8月15日(月)午後2時~

特別企画 講演会「ウクライナの現状から」

・8月16日(日)午後1時30分~

・講師 マーク・ジェレズニャクさん

ウクライナ国立科学アカデミー研究所を経て

2013年~ 福大放射能研究所特任教授。